

## 行政手続きにおける押印の見直しについて

これまで、市民や事業者の方々が市に対して申請や届出などの手続きを行う際に、法令等に基づき、また慣例的に「押印」を求めてきたところですが、市民サービスの向上等を図るため、内閣府が発出した「地方公共団体における押印廃止マニュアル」も踏まえて、次のとおり見直しを行います。

### 記

#### 1 押印見直しの方針

市民や事業者からの申請書等のほか、職員による内部手続きも対象として、法令等に基づき押印が必要な場合などを除き、原則として、押印を廃止します。

※国の法令等で押印が義務付けられているものについては、国においても廃止に向けた取り組みが進められていることから、国の動向に応じて、引き続き見直しを行います。

#### 2 取組の経緯

2020年10月 庁内調査の実施（押印を求めている手続きの洗い出し等）

2020年12月 内閣府が「地方公共団体における押印見直しマニュアル」を発出

2021年2月 庁内再調査の実施（押印廃止の可否等の再調査）

#### 3 押印見直しの結果

	合計	国・県の法令等に基づく手続き	市の条例・規則等に基づく手続き		
			計	廃止	廃止不可
市民・事業者等が市に対して行う手続き	3,027	1,034	1,993	1,673 (83.9%)	320 (16.1%)
市内部で行う手続き	483	106	377	355 (94.2%)	22 (5.8%)
合計	3,510	1,140	2,370	2,028 (85.6%)	342 (14.4%)

#### ※押印廃止不可の手続き

- ①地方自治法により押印が義務付けられている契約書等
- ②入札関係書類や会計関係書類など、登録した印鑑との照合を行う手続き
- ③その他、厳格な本人確認や証明を求める手続き、重大な権利義務に係る手続き

#### 4 見直しの時期等

2021年(令和3年)4月1日

※今回、押印を廃止しない手続きについて、国や他市の動向も確認しながら、引き続き検討を行います。